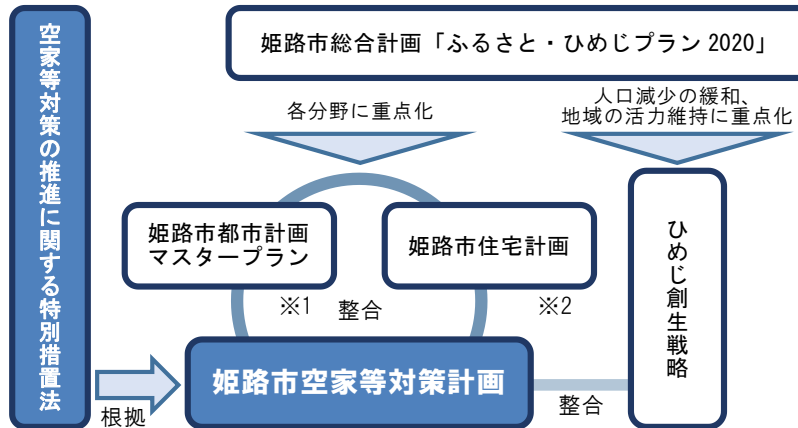


第1章 計画の趣旨

■計画策定の背景、位置付け

- 適正に管理されていない空き家が社会問題化しており、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行
- 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定



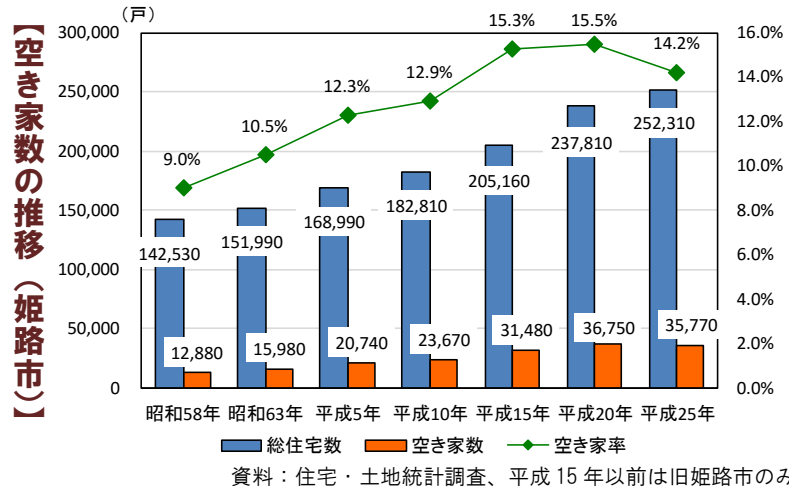
- ※1 H42 目標 地域住民との連携による空き家対策の検討
- ※2 H28～H37 空き家をはじめとする既存住宅ストックの活用・更新

■計画の期間、対象

- ①計画期間 平成29年度～平成33年度（5年間）
- ②対象とする地区 市内全域
- ③対象とする空家等 空家等のうち戸建住宅及び長屋住宅（居住中の住宅も施策の対象とする）

第2章 空家等の現状

- 総務省の住宅・土地統計調査では、平成25年の空き家数は35,770件。空き家率は14.2%で、県や国と比べてやや高い
- 地図情報会社による市内全域調査では、空き家数は5,635件
- 自治会アンケートによると、問題がある空き家数は838件
- 総人口の減少、高齢夫婦・高齢単身世帯の増加により、今後さらに空き家が増加する見込み

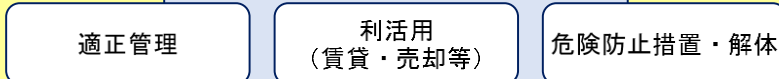
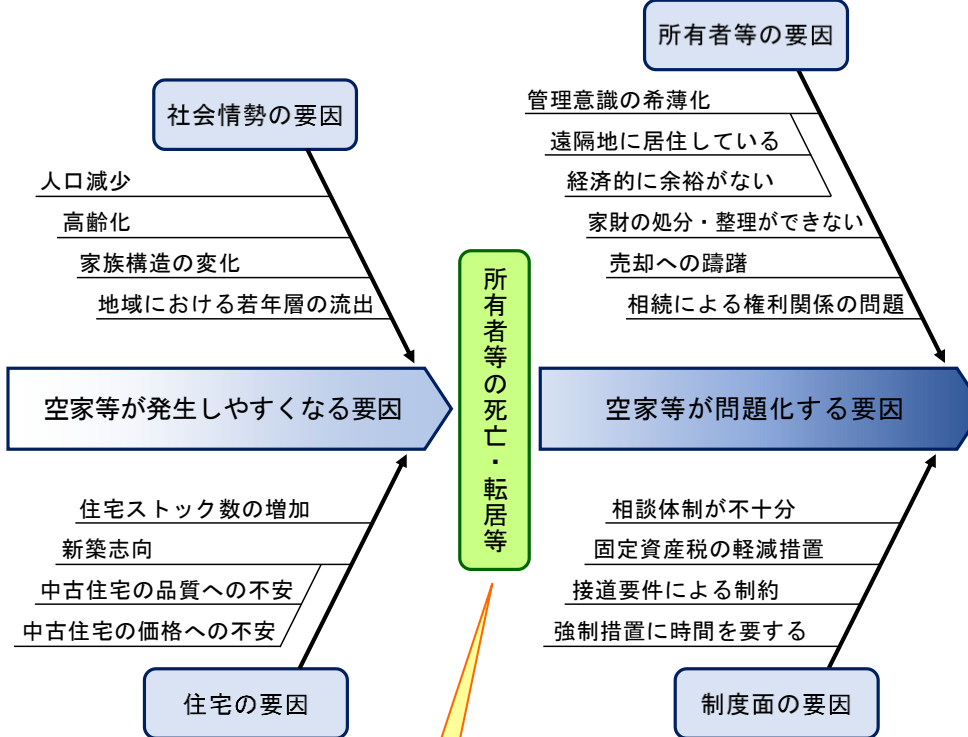


第3章 空家等対策の基本方針

■基本理念

空家等に関わる一人ひとりが協働し、適正管理と利活用を促進するとともに、特定空家等の発生抑制に取り組み、住環境の向上と市民の安全・安心の確保を目指します

■空家等の発生メカニズム



■空家等対策の課題

- ①発生の抑制
- ②利活用の促進
- ③管理不全の解消

■基本方針

- ①情報提供や啓発
- ②早期の利活用促進
- ③空き家の所有者に対する措置

第4章 施策の展開

①発生の抑制

- 市民意識の啓発
- 情報提供の充実
- 住宅改造の促進
- 相続登記の促進

②利活用の促進

- 相談体制の整備
- 空き家バンクの活用
- 空き家改修の支援
- 市場流通の促進

③管理不全の解消

- データベースの整備
- 所有者等への注意喚起
- 市内連携の推進
- 除却の支援
- 特定空家等に対する措置（※）

第5章 計画の推進

○地域や関係機関と連携し、空家等対策を着実に実施

